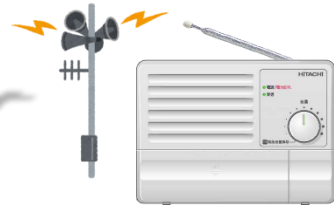


風水害に備えて！

防災行政無線の戸別受信機を貸し出します

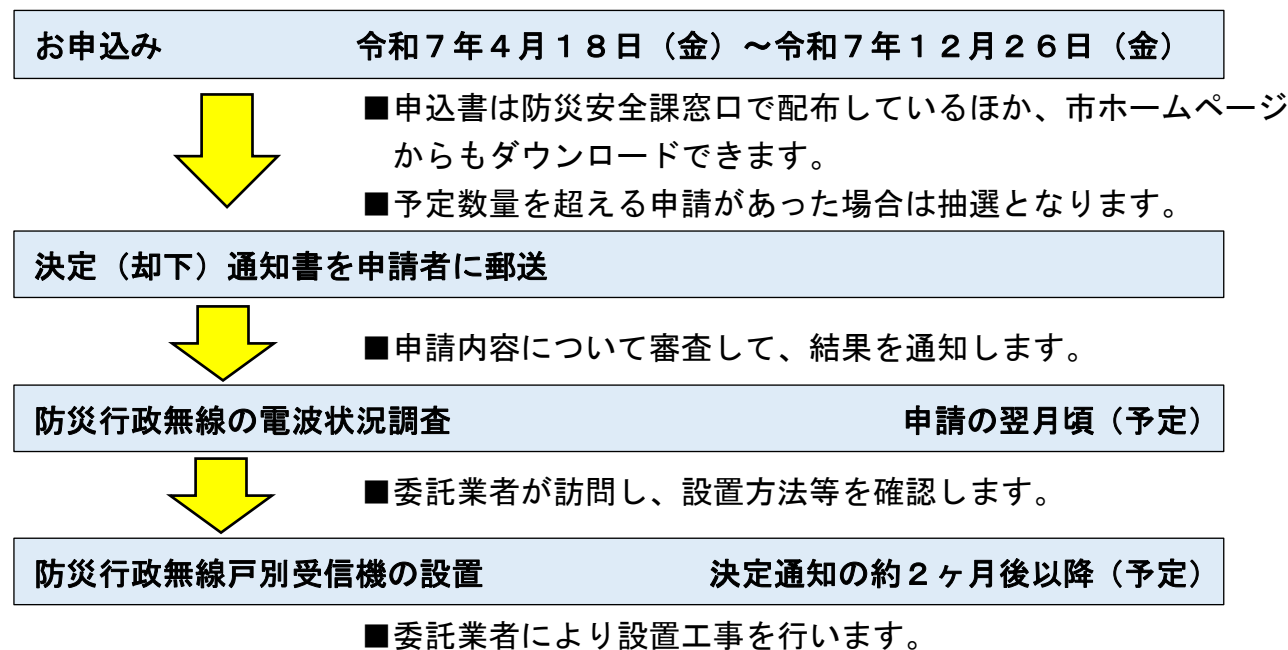


国立市では、災害時に防災行政無線による緊急放送等の内容を確実に伝達するために、国立市内に居住する世帯等を対象に戸別受信機を無償で貸与します。

◆◆貸与条件

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している世帯（1世帯につき1台）
- (2) 市内に所在する要配慮者利用施設
- (3) 国立市長が必要と認める世帯等

◆◆申請から設置までの流れ



※アンテナ等の納品状況によっては、上記のスケジュールを変更する場合がありますので、ご了承下さい。

◆◆申請方法

(1) 必要書類

戸別受信機の貸与を希望する方は、「防災行政無線戸別受信機貸与申込書」に必要事項を記入し、身分証明書の写し（公的機関発行により住所、氏名、生年月日が確認できるもの）を添えて提出して下さい。

代理人による申請の場合は、上記に加えて委任状をご用意ください。また、受付時に代理人の身分証明書を確認します。

※窓口に来られない場合は、必要に応じて防災安全課職員が訪問します。詳しくはお電話にてお問合せください。

※社宅や賃貸住宅等にお住まいの方は、事前に管理者の承諾が必要です。

(2) 提出先

【窓口への持参】

場所	受付時間
市役所 1 階24番 防災安全課窓口	平日（月曜日～金曜日） 9時00分～17時00分まで

【郵送】

〒186-8501

国立市富士見台 2 - 4 7 - 1

国立市行政管理部防災安全課 宛

※締切日必着

◆◆注意事項

- ・ 大変高価な機械ですので、大切に使用して下さい。
- ・ 申し込みに係る住民登録情報について、市の公簿等で調査又は確認することがあります。
- ・ 戸別受信機設置のため、委託業者に住所、氏名及び電話番号の情報を提供します。
- ・ 戸別受信機設置にあたり、屋外（屋根・壁など）にアンテナを設置する他、配線のための工事（壁に穴を開けるなど）を要することがあります。
- ・ 戸別受信機の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものは使用者の負担となります。
 - （１）維持電気料金及び内蔵電池の交換費用
 - （２）家屋等の移転、改修その他の理由による移設費用
 - （３）使用者の故意又は過失による損傷、亡失又は故障が生じた場合の修理代
 - （４）転出等によるアンテナ撤去費用
- ・ 貸与を受けた戸別受信機について、第三者への転貸・譲渡等を禁じます。
- ・ 区域外に転居・転出した場合は、貸与を受けた戸別受信機（アンテナを除く）を速やかに返却して下さい。

◆◆お問い合わせ◆◆

〒186-8501 国立市富士見台 2－4 7－1 国立市行政管理部防災安全課 防災・消防係
TEL042-576-2111（内線 145・146・147）